

ウクライナ危機とスポーツに関する省察

—「非ナチ化」の教訓—

有賀 郁敏ⁱ

ロシアがウクライナに軍事侵略してから、すでに3カ月になる。無辜の子どもらを含む夥しい数の死傷者が出ているにもかかわらず、ロシア軍は攻撃を止めようとはしない。それどころか非軍事施設、保育園、学校、劇場、教会さらには産科病院、小児病棟までも無差別攻撃し、化学兵器さらには核兵器の使用すら現実性を帯びてきた。しかもウクライナ各地において、虐殺、レイプ、拉致、略奪等、国際人道法違反の卑劣な行為が次々と明らかにされ、国際刑事裁判所の検察官らによる虐殺の実態調査も開始された。プーチン大統領は、これらのウクライナ軍事侵略によって生じた凄惨な事態を前に、ウクライナの「非ナチ化」を公言し正当化しようとしている。軍事侵略と蹶を接して開催された北京冬季パラリンピックにおいて、国際パラリンピック委員会（IPC）はロシアとベラルーシ選手の出場を禁止した。国際オリンピック委員会（IOC）はウクライナ情勢を踏まえ、各競技の国際団体と国際大会主催者に対し、ロシアとベラルーシの選手、役員を大会に参加させないとした勧告を発しており、ウクライナ問題はスポーツの領域にも確実に影響を及ぼしている。本小稿では「非ナチ化」の歴史的な意味を導きの糸として、ロシアのウクライナ軍事侵略をスポーツと関連づけて考察する。

キーワード：ウクライナ、ロシア軍事侵略、プーチン、「非ナチ化」、スポーツ、国連

問題設定

ロシアがウクライナに軍事侵略してから3カ月が経とうとしている（2022年5月24日現在）、状況はいよいよ混迷を極め長期戦の様相も漂ってきた。報道の限りでは、初期のハイブリッド戦争（情報戦）に敗れたロシア軍¹⁾は、戦域を首都キーウ（キエフ）周辺から東部ドンバス地方に集中させつつあるが、保育園、学校、劇場、教会さらには産科病院、小児病棟までが無差別爆撃され戦況はますます凄惨さを増し、化学兵器さらには核兵器の使用すら現実性を

帯びつつある。「解放」された首都周辺都市では軍事攻撃のみならずロシア軍占領下での虐殺、レイプ、拉致、略奪等、国際人道法違反の卑劣な行為が次々と明らかになってきている。ウクライナをはじめフランスなど国内外の検察官や専門家が虐殺の実態調査を開始しており、その結果はいずれ国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）でも裁かれ、明らかになるだろう。

それだけではない。数多のウクライナの人々は終の棲家を奪われ、家族も離れ離れになり国外生活を余儀なくされている。命からがら国外に退去した人々は500万人を超え、国内のそれを含めれば約1500万人、ウクライナ全人口（約4100万人）の4人に1人以上が移住したことになる。しかもロシア軍は、こ

i 立命館大学産業社会学部教授

のような行き場を失い避難のために人道回廊や駅舎に集った人たちをも容赦なく攻撃し命を奪っている。

ある情報番組²⁾でウクライナの小村を占拠したロシア軍兵士と上官と思しき人物が交わした会話の傍受が紹介された。「村人がいます」と報告する兵士に対して、「皆殺しにしろ」という上官の返答、改めて「村は皆民間人です」と述べた兵士に、「民間人でも、何でも、皆殺しにしろ、分かったか、分からないのか」と再度命令する上官の音声が続いている。情報戦を考慮して動画の中身を慎重に吟味しなくてはならないものの、反証の根拠は薄く、逆に累次の事実が明らかにされているから信憑性は高い。しかも、赤十字国際委員会などの第三者による人道介入（医療提供、食料補給）をロシア軍は認めようとしめない。これを戦争犯罪と言わずして何と表現したらよいのだろうか³⁾。ちなみに欧州安保協力機構（OSCE）は、マリウポリの病院などに対するロシア軍の攻撃を戦争犯罪と断定した⁴⁾。さらに、障害者権利条約委員会は、推定で270万人のウクライナの障害者の命が危険にさらされているとし、「子どもを含む多くの障害者が自宅や養護施設、孤児院で身動きが取れず放置され、生命維持にかかわる医薬品や酸素供給、食料、飲料水、衛生設備、日常生活の保障その他の基本的施設が手に入らなくなっている」と警鐘を鳴らしている（4月14日）⁵⁾。

しかし、プーチン大統領（以下、プーチン）を筆頭にロシア政府関係者・国連大使らは、今回の軍事作戦はウクライナに対する戦争ではなく東部ウクライナ（ドンバス地方）をはじめロシア系住民を守るための自衛的措置（特別軍事作戦）として正当化しようと試みている。これは今世紀に入りジョージア侵攻（2008年）、クリミア半島併合（2014年）で試され済みの論法であり、プーチンは侵略戦争を糊塗して正当化してみせた。かつての独ソ戦でヒトラーが独ソ不可侵条約（1939年）⁶⁾を廃棄してソ連に進軍したが、これまでウクライナがロシアに軍事侵攻した事実はなく、この間の経緯を冷静にみれば侵略者は誰なのか明らかである。いわゆる自衛のための軍

事侵攻の正当化はナチスや旧帝国日本軍などがとった常套手段であり、歴史はそれらが軍事侵略であったことを証明している。

ところで、北京冬季五輪の開会式（2022年2月4日）に参加国でもないロシア（東京オリンピック・パラリンピックと同様、国家ぐるみのドーピングを理由にロシアは国家としての参加が禁止された）大統領のプーチンが習近平の特別な配慮で出席したが、しかし国際パラリンピック委員会（IPC）はロシアとベラルーシ選手の「中立」での出場という当初方針を覆して北京パラリンピックの出場を禁止した（3月3日）。この決定の前に国際オリンピック委員会（IOC）はウクライナ情勢を踏まえ、各競技の国際団体と国際大会主催者に対し「ロシアとベラルーシの選手、役員を大会に参加させないよう促す」という勧告を発しており（2月28日）、IPCの声明は各国のロシア軍事侵略批判を反映したものと見えよう⁷⁾。ウクライナ問題はスポーツの領域にも確実に影響を及ぼしている。

軍事侵略が激化し始めた2月28日、私はウクライナ問題に関する短い論稿を書いたが⁸⁾、本小稿ではその後の戦況を踏まえて「非ナチ化」の歴史的な意味を導きの糸として、ロシアのウクライナ軍事侵略をスポーツと関連づけて考察してみたい。

1. ロシア軍事侵略の基本的性格

プロイセン将校クラウゼヴィッツが書いた『戦争論』（初版1832年）には、「戦争は一種の強力行為であり、その旨とするところは相手に我が方の意志を強要することにある」「我が方が敵を完全に打倒しないかぎり、敵が我が方を完全に打倒することを恐れなければならない。そうなれば我が方はもはや自主的に振舞うことができなくなり、敵は彼の意志をいわば掟として我々に強要することになるのである」とし、彼我双方の暴力に基づいた相互作用が働いているとみる。しかも、この相互作用は増大の一途をたどり戦争における暴力の極大使用を導く。暴力の

相互作用に限界はない。クラウゼヴィッツは他方で、戦争の政治的従属性を強調する。「戦争の本来の動因としての政治的目的は、軍事行動によって達成されねばならぬ目標を設定するための尺度であるばかりでなく、また戦争における力の行使を規定するための尺度でもある・・・およそ戦争に際して民衆の心を動かすものはこの政治的目的である」こと、「あらゆる戦争の形態を政治は規定する、戦争が他の手段を以ってする政治の延長だ」と論じている⁹⁾。

クラウゼヴィッツの戦争をめぐる論理からは、時代を超越した教訓を読み取ることが可能である。一つは、戦争は敵に対する強力行為であり、武力による威圧に制限がなくなること、敵より常に勝っていかなくてはならないという悪循環が形成されることである。ここから抑止論を導き出すことは難しい。二つ目に、しかし戦争は単独でなされるのではなく政治に規定されること、つまり政治の延長だという点である。ここで言う政治には各種交渉も含まれるはずで、国連をはじめとする外交がそれに該当すると行ってよい。ロシアの軍事侵略に即していえば、国連の無力さを口実に前者の側面、すなわち「力には力を」が幅を利かせ、地道な外交努力が軽視されているように思われるが、果たしてそこに道理はあるのだろうか。

ウクライナをめぐる情勢の基本的性格は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略（侵略戦争）である。この点を国際法・国際関係の視点で考察してみれば以下のとおりである。

第1に、ウクライナ攻撃は国連憲章に違反している。国連憲章の前文には、「国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し」、武力行使を禁じている¹⁰⁾。

第2に、戦時国際法・国際人道法に違反した戦争犯罪である。国際人道法は「武力紛争の際に適用される原則や規則を網羅したもので、そうした事態にあっても人道を基本原則として掲げ、紛争当事者の

行為を規制」「文民、負傷者や病人、戦争捕虜のような人々の保護について規定し、また軍事作戦を行う際の手段や方法を規制」したものである。ジュネーヴ条約（1949年）はそれに該当するが、その第4条約には文民保護に関する条文が規定され、病院、学校などの民間施設や原発への無差別攻撃、さらには民間人の虐殺を禁止している。この点はジュネーヴ諸条約第1追加議定書（1977年）、ハーグ条約（1980年）などの戦時国際法でも謳われている点である。加えて、キーウ近郊をはじめ対人地雷が使用されているが、この点はオタワ条約（1997年）で全面禁止されているものである¹¹⁾。

第3に、多国間の合意や了解を反故にしている。プーチンは、ウクライナ東部州の親ロシア勢力の一方的な国家の「独立」を承認（2022年2月24日）してロシア軍の派兵を決定したが、このことはウクライナ東部問題の平和的解決のために2014年と15年に関係国間で結ばれた「ミンスク合意」を踏みにじり、ロシアを含めウクライナの領土保全の「全面的な尊重」を再確認している国連安保理決議2202（2015年2月）を反故にする行為である。また、旧ソ連を構成した諸国でつくられた「独立国家共同体」発足の際の「アルマタ宣言」（1991年）等、国際的な条約や取り決めの際、ロシア政府自身が繰り返し誓約してきた「ウクライナの主権と独立領土保全の尊重」にも反している。

第4に、ロシア政府の核による恫喝は核兵器禁止条約に違反していることである。同条約の前文には、「あらゆる核兵器の使用は、武力紛争の際に適用される国際法の諸規則、特に国際人道法の諸原則及び諸規則に反することを考慮し」と謳われている¹²⁾。

第5に、平和の社会を構築するとして国際オリンピック委員会（IOC）の「オリンピック憲章」とも相いれないことである。この間のロシア軍事侵略のすべてが五輪開催と雁行して実施されているが（北京夏季五輪：2008年、ソチ五輪：2014年、北京冬季五輪：2022年）、それらは五輪の「エケケイリア¹³⁾」（五輪休戦）を踏みにじっている。ちなみに、国連総

会では1993年10月25日の決議を踏まえ、オリンピック開会の7日前から閉会の7日後まで加盟国に停戦を守るよう強く訴えている¹⁴⁾。加えて、国連総会(3月2日)において、「ロシア軍に対して軍事行動の即時停止を求める決議案」が141カ国の賛成で採択され、この点での圧倒的な国際世論となっている。

しかし、他方で独立系世論調査結果が示しているように、ロシアの国内世論は圧倒的にプーチンを支持(83%)しているようにみえる(4月1日)。確かに、かつての日本の大本営のごとくロシア国営テレビしか許可されないプーチン政権のメディア統制、ならびに反戦運動を徹底的に取り締まる警察統制による影響はあるだろう(世論調査は基本的に電話でなされることから、公安による盗聴を考慮する必要がある)。しかし、プーチン支持には恐怖政治による黙認とは言い切れない大衆の基盤があり、プーチンをはじめロシア高官から公言されるウクライナの「非ナチ化」がそれに貢献しているように思われる。

支配者による「上から」の教導(体制と政策)と人々の「下から」の運動(支持基盤形成)の問題は、ナチズム研究においても権威的反動と擬似革命論、あるいは「ナチズムの大衆運動」として探究され続けているテーマである¹⁵⁾。この点を援用するならば、「非ナチ化」は多数の犠牲者を伴った歴史的記憶として国民の心に深く刻まれているがゆえに、大国への羨望と誇りとも重なり国家権力のプロパガンダとして機能することは十分に考えられる。こうしたプロパガンダにスポーツが結びつくことは、この間の歴史が証明している。

そこで次項ではそもそも「非ナチ化」とは何なのかを概観しておこう。

2. 「非ナチ化」をめぐる論点

(1) イアン・カーショウのヒトラー像

「非ナチ化」を理解するための論理的な手続きからすれば、最初にナチス・ナチズムとは何かの解明が欠かせないように思われる。しかし、この点をめぐ

ってはドイツをはじめ世界的に数多の研究が蓄積されており、ヒトラー像だけでも「意図派」と「機能(構造)派」などの様々な論争が交わされ、それらの整理だけでも筆者の力量を超える¹⁶⁾。本小稿では、プーチンが多くの大衆に支持されている事態を踏まえ、ヒトラーのカリスマ的性格を考慮しつつ、それがカリスマ的被支配者(大衆)にどのように評価され、価値づけられたのかを析出したイアン・カーショウの研究に着目する。

カーショウは意図派の論理も考察に加えながら、マックス・ヴェーバーの「カリスマ的支配」から着想を得ている。周知のように、ヴェーバーは伝統的支配そして合理的支配と異なり、カリスマ的支配において「超自然的」「超人間的」「特殊非日常的」な側面を重視する。その際、これらが客観的に正しいかどうかではなく、帰依者からどのように価値づけられているのが問題となる。「彼[カリスマのこと]は、超自然的または超人間的または少なくとも特殊非日常的な・誰でもがもちうるとはいえないような力や性質を恵まれていると評価された、あるいは神から遣わされたものとして、あるいは模範的として、それゆえ「指導者」として評価されることになる」とヴェーバーは説明する¹⁷⁾。

カーショウは論じる。「個人化される支配による「合理的な」支配の空洞化は、カリスマ的指導者の自立性を増大させる。一行で、上からのはっきりとした命令がなくても、臣下が「行動のための方針」を自主的に選択できる枠組みをつくり出した。この「行動のための方針」は、指導者のイデオロギー的未來像が暗示する目標として確立し、社会全体がこの目標の実現に向けて力を尽くした」「カリスマ的支配」の核心に止むことのないダイナミズムが存在する。そこでは「通常さ」や「日常の業務」への退却は許されず、また目標の達成で満足することもできない。指導者の将来像は、たとえその一部が実現されたとしても、未来への方針を示し続けねばならない¹⁸⁾」と。カーショウはゲッベルスらの大衆宣伝の中に第2帝政時代以降の大衆の指導者・救世主待望などの

期待が存在していることを重視する。また「ヒトラーに向けて肥大化した期待は、逆にヴァイマル共和国を通じて民衆の被った物質的窮乏の深さに劣らぬ精神的欠乏の深さとヴァイマル体制への抜きがたい不信を照らし出していた¹⁹⁾」と解説しており、ヒトラーをプーチンにヴァイマル体制を国連と置き換えるならば、現在の国際情勢と驚くほど重なってくるように感じられる。

カーショウは別の著作において、ヒトラーのカリスマ的な凝集とドイツ国民がヒトラーに抱いた政治的心象の分析を関連づけて「総統（ヒトラー）神話」の核心を説明する。カーショウは7点の「ヒトラー神話」を提起した。①私心なき国民的代弁者、②経済の奇蹟の設計者、創始者、③社会道徳の擁護者、法と秩序の具現者、④穏健で誠実な指導者、⑤真の権利の擁護者、熱狂的防衛者、⑥無比の軍事的指導者、⑦国家の敵からの守護者、である。カーショウは「ヒトラー神話」をナチスの支配組織にとって最も重要な、国民統合と大衆動員、支配の正当化の原動力として捉え、その際、指導者と大衆の一体感が必要とされ、不断に大衆を心理的に結集させること、成功をつづけること、さらに暴力・テロ（妥協なき人間の闘争）と分かち難く結びつくことを論証している²⁰⁾。これらの点もロシア軍そしてプーチンの言動と交錯して余りある。

もっとも、われわれはウクライナ侵略を続けるプーチンそしてロシア国民の熱狂的な支持を、異次元の世界の出来事として軽視してはならない。「ヒトラー神話」が指導者の策略ましてや弾圧で生まれたわけではないことをカーショウは明らかにしている。指導者による大衆宣伝に欺かれた大衆という一面的な評価は、戦争責任において一億総懺悔と同様に権力の構造を等閑視し自身の責任の意味（歴主体としての認識）を忘却しかねない。佐藤卓己はメディア史の観点から、ナチズムに対する大衆の圧倒的熱狂を「ファシスト的公共性」という用語を用いて説明する。「ナチズムに自発的に関与したドイツ国民一人一人の政治的責任を軽減しようとする意図」を踏まえ、

「受け手の主体的責任を問わない大衆操作論の方が、共感と参加を前提とするファシストの公共性論よりもナチズムに同調した国民にとっても、研究者にとっても居心地がよかったからではあるまいか」と²¹⁾。自由な参加と合意を前提とするファシストの公共性はハーバーマスの市民的公共性と対立しないとする佐藤の見解をめぐっては、ナチズムの大衆的基盤を理解するうえで傾聴に値する。しかしその際、合意された中身の評価が問われなくてはならず、自由な参加という手続きをもって公共性を語ってよいものか検討が必要である²²⁾。

(2) プーチンらの正当化の根拠

プーチンをはじめロシア高官（外相あるいは国連大使）あるいは国営メディアは、ウクライナ軍事侵攻を「特別軍事作戦」と言い換えて、次のように正当化している。

「ロシアだけに望みを託す何百万の人々が『集団殺害』される悪夢を直ちに止めないといけない。・・・狙いは過去8年間、脅しと大量虐殺の対象となってきた人々を守ることだ。そのためにウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指す」[現代のロシアは世界で最も強力な核保有国の一つ・・・最新兵器でも優位性があり、わが国を攻撃すれば、壊滅し、悲惨な結果になることに違いない²³⁾」。

要するに、ウクライナに生活しているロシア系住民をネオナチ集団（たとえば、ウクライナ親衛隊であるアゾフ連隊）から防衛しなくてはならず、「非ナチ化」にむけた作戦の根底には、「キエフ・ルーシ」を皮切りにロシア、ウクライナ、ベラルーシの歴史的一体性ゆえの正当性がある²⁴⁾。なぜならば、ウクライナはNATOをはじめ西側に操られたテロ国家へと変貌したのであり、それゆえロシアはウクライナにとっても救世主なのだから。

そもそも「非ナチ化」はドイツの戦後改革の過程で使用され、現在に至るまでドイツ現代史・ナチズム研究でも探究され続けているキーワードの一つである。ロシアとの関連からすると、東部戦線戦略に

ともなう独ソ戦²⁵⁾ (ロシアでは大祖国戦争) (1941年6月-1945年5月)においてソ連だけでも約2700万という死者を数え、ナチスに対する特別な意識・怨念がロシア国民の記憶に深く刻印されており、5月9日の独ソ戦勝利記念式典がプーチンのみならずロシア国民にとって最大のイベントたりうるのには歴史的根拠が存在している。「非ナチ化」は戦争体験者をはじめロシア人の歴史的記憶として定着している。

ちなみにプーチンは歌詞を変えてソ連国歌の旋律をロシア連邦国歌に採用したが (2001年1月1日)²⁶⁾、11月7日の革命記念日を廃止したことにも示されているように、プーチンにはスターリン的権威主義独裁への野望はあっても、ソ連時代の「社会主義」への回帰の意思はない。

(3) ヒトラーとプーチンの共通の側面

ヒトラー (ナチス政権) とプーチン (ロシア政権) には様々な共通の側面がある。たとえば、ヒトラーはベルリンオリンピックの年 (1936年) の3月、ドイツ軍を非武装地帯のラインラントに侵攻させた。この行為はベルサイユ条約 (1919年) とロカルノ条約 (1925年) に明らかに違反するものであった。また、1938年3月にはオーストリアを併合し、チェコスロヴァキアのズデーテン地方を支配し、翌39年9月にはポーランドに進駐して第2次大戦が勃発することになる。オーストリア併合はいうまでもなく、ズデーテン地方支配にしてもナチスの東方戦略政策の一環であり、その際用いられた根拠がドイツ人同胞を保護することであった。ヒトラーは国際条約、多国間協定などドイツも署名して了解したはずの国際的枠組みを一方的に破棄して他国への侵略行為にでたのである。しかも、ナチスはダッハウ (1933年) を皮切りに国内外に強制収容所 (Konzentrationslager) を、またアウシュヴィッツ・ビルケナウ (1941年) 等の絶滅収容所 (Vernichtungslager) を設けて、それぞれ政治犯、同性愛者、シンティ・ロマなどを収容して虐待し、また「最終解決」 (1942年) を経て約

600万とも言われているユダヤ人虐殺 (ホロコースト・シヨア) の舞台となったことは歴史が証明している。

他方、ロシア政府 (プーチン) は、すでに論じたように様々な国際的な取り決めや多国間協定等を破棄している。ロシア政府はモスクワ、サンクトペテルブルクをはじめロシア各国でなされた反戦デモを警察権力によって暴力的に統制して市民権を篡奪し、反戦を叫ぶ市民を容赦なく収容所に送りこんでいる²⁷⁾。さらに、罪のないウクライナの人々を大量虐殺し、夥しい死体を消し去るために移動死体焼却車を使用するロシア軍の蛮行は²⁸⁾、ナチス統治下の強制・絶滅収容所の悲劇と重なってくる。

ところで、ベルリンオリンピックの熱狂にもかかわらずヒトラーは自らすすんで大衆の面前でスポーツを行うことはなかった。その理由は民族的勝利のシンボルである指導者が勝敗をもたらずスポーツに身をさらすことを敬遠したからである。他方、周知のようにプーチンは柔道、アイスホッケーをはじめ、スポーツに親しむ姿を国民に披歴しており、両者はこの点で対照的であるようにみえる。しかし、国民的な強い指導者・ヒーローという虚像の前景化と人々への浸透にとって、若々しく強い身体を誇るプーチンは言うまでもなくヒトラーのスポーツ「逃避」にしても同様の機能を果たしているといえるだろう。ちなみにCIAなどの情報によりプーチンのパーキンソン病あるいは精神疾患が疑われている。ロシア軍の実態は定かでないがナチスドイツは戦意高揚指揮持続のための「ドラッグランド」であったことが明らかにされており、ヒトラー個人についても侍医モレルによる薬漬け、パーキンソン病、運動機能障害等が進行していたという研究もある²⁹⁾。

(4) 「非ナチ化」とボツダム協定

画図はマックス・ラドラー「黒は白になるか、機械的に非ナチス化になる³⁰⁾」と題する風刺画である。非ナチ化と書かれた大型機械、画の下には「いつでも飛び込んでください。茶色の家の黒山羊たちさん、



いつになったらそうされるのですか！痛みなくリハビリできますよ。底の方へいけば白い山羊になって出てくるんです。（いつも他の誰かが悪いんです。）悪いものが良いものになるのはなんて早いことでしょう。こちらの写真では、はっきり白く映っています」と記されており、いとも簡単に「非ナチ化」が実現する点を風刺している。「非ナチ化」が簡単であったかどうかはともかく、それだけ重大な問題であったことをこの画図は暗示している。

ドイツ戦後改革における「非ナチ化」について簡潔に触れておこう。

「非ナチ化」とはドイツの戦後改革で「非軍事化」「非集中化」「民主化」（いわゆる「4つのD」³¹⁾）とともに用いられた用語であり、ナチス支配の基盤を取り除くことを目的に、ナチスの指導者や活動家またその受益者を政治、経済、教育、文化、スポーツなどの社会的公共部門から追放する措置全般を指している。カリスマ化した独裁者、「ヒトラー神話」の虚像が断罪されたのである。その骨格はポツダム会議（1945年7月17日－8月2日）³²⁾で合意された「ポツダム協定」(Potsdam Agreement) に示されて

いる。もっとも、ポツダム会議は戦勝国の米英ソ3カ国によってなされていることから分かるように、後の冷戦へと連なる戦後世界戦略における権力闘争ともいべき権謀術数の性格を帯びていた。しかも、戦争末期にドイツ各地で自然発生的に展開した「反ファシスト委員会」を、労働運動や抵抗運動の制御（反資本主義あるいは二重権力）の観点から禁止（1945年）していることから傍証されるように、ドイツの自発的運動への敵視も顕著であった³³⁾。

協定は前文で「ドイツが隣国ならびに世界の平和維持にとって二度と脅威にならないための措置を占領国が執り続けること」が明記され、政治原則、経済原則等が謳われた。「非ナチ化」は政治原則に属し、「全面的軍縮と非軍事化、軍需産業の解体、「非ナチ化」に代表される党の解体と宣伝の禁止、ドイツの民主化のための政治生活の全面的改造と平和と国際協力のための準備」が目指された。占領政策においてドイツの内政改革の中軸として「非ナチ化」が位置づけられたのである。

アメリカ単独統治の日本と異なり、英米仏ソ4カ国による分割統治下のドイツでは「非ナチ化」の実効において占領地区ごとで異なっており、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）となる西側地区でナチ指導者の一掃をはじめもっとも体系的にそれを推進したのはアメリカ占領地区だったという。そこでは突撃隊、親衛隊、ゲスターポといったナチ機関のみならず、民間人を含む非ナチ化、公職追放が進められた³⁴⁾。後にドイツ民主共和国（東ドイツ）ソ連の占領地区の「非ナチ化」は西側と比較的して大規模なものだったが、同地区ではソ連治安機関によって敵対者が特別収容所に送りこまれ（多くが死亡）、ソ連軍による市民に対する暴行やテロ行為が絶えず、その目的はドイツ市民に恐怖心を与えて支配を貫徹することを目的にしたものであり、ウクライナの現況を彷彿させる³⁵⁾。

(5) スポーツ界の「非ナチ化」

ドイツの占領政策が占領地区によって差異が生じ

ていたが、スポーツ界の「非ナチ化」でも類似した兆候を垣間見ることができる。

占領政策がポツダム協定を念頭にいれて進められていること、その際4つのDが重視されていたことは共通していた。協定A節(政治的原則)において、「ナチス党とその付属機関・下部組織の解体とナチ幹部・官吏等の追放」がなされ、軍事的訓練的な活動や宣伝等を行う機関や組織の新設が禁止されている。このことに伴い、1945年段階でナチス統治下のナチス帝国体育同盟(NSRL)ならびに傘下協会、軍事・準軍事な競技活動を行う協会(フェアアイン)の禁止が命じられている。

西側地区では、確かにスポーツ組織の軍事化は否定され、ナチスの大管区・管区と照応したフェアアイン制度の解体が促進されたが、その際、自由な下からの民主的なスポーツ組織の存続が許されたのである。たとえば、イギリス占領地区ではスポーツ組織の民主的再生を前提にしつつスポーツを活性化させるために、かつての優れたスポーツ専門家の力を活用することを排除しないこと、「真の非ナチ化、とりわけNSRLで指導的役割を演じたすべての人物の排除は行われず、逆にかれらの一部は「好ましい人物」としてスポーツのなかに編入された」³⁶⁾。それゆえ、冷戦下の東ドイツにおけるスポーツ史等の研究者から、スポーツ指導者のナチス時代からの継続が批判されたのである。

これに対してソ連地区ではソ連主導の「社会主義」の発展を前提に、ナチス統治下で存続してきた各種フェアアインがそのままのかたちで存続することを許さず、スポーツ管理委員会(DS)を通じて新たな組織形態を生み出していった。端的にいえば反ファシズム・民主主義勢力と連帯した労働者階級の結集の観点から、社会主義的身体文化を再建するためにかつての労働者スポーツ運動家(その中には後に東ドイツ国家評議会議長となるエーリヒ・ホーネッカーもいた)の活用が進められた。冷戦下においてスポーツ組織は東独における独裁政党、「社会主義統一党」(SED)とその付属機関・組織と一体化し、党組

織と国家権力から指示を受ける存在となったが、このスポーツ組織と国家権力(者)との融合は、ソ連地区の「非ナチ化」の政策展開において、その骨格ができあがっていたといつてよからう³⁷⁾。その後、いわゆる「ドイツ青少年法」の制定(1950年)を経て、ドイツ体育・スポーツ連盟(DTSB)が創設される(1957年)³⁸⁾。

ちなみに、東独のスポーツ史家らは西側のスポーツ団体におけるナチズムから人的連続性に対しても批判の目を向けている。ベルリンオリンピックの大会事務局長をはじめ、戦前戦後のドイツスポーツ界において重要な役割を果たしたカール・ディームは、1940年代にナチスのスポーツ外交責任者として欧州各国を歴訪し、ビシー政権に肩入れし、チェコのスポーツ状況を監視したりしていた。何よりも1945年の敗戦直前に組織化された「国民突撃隊」(Volkssturm)の参謀となり、若者を死に追いやるアジテーションをヒトラー・ユーゲント(HJ)らに向かって行っていたとされている。戦後においてコンラート・アデナウアー政権を皮切りに輝かしい経歴を誇ったディームに対する歴史評価の再検討が要請されるように思われる³⁹⁾。

3. 「非ナチ化」からの歴史的教訓

(1) 軍事的暴力の否定

われわれは「非ナチ化」からどのような歴史的教訓を学ぶ必要があるだろうか。スポーツと関連して以下の3点を指摘しておきたい。

第1に、「非ナチ化」が「非軍事化」とセットで提起された事実を踏まえ、暴力を否定しかなる軍事的組織とも関係を持たず、物理的、身体的、イデオロギー的暴力を拒否することである。

ここに掲げた2つの画図だが、一つは「ドイツ人よ、戦う意志を示すSAスポーツバッジを獲得せよ」と印字されたポスター(1935年頃; L. ホールヴァイン作)、もう一つはドイツ共産党(KPD)の関係者がパリで違法出版したナチスによるベルリンオリ



ンピックの悪用を批判した印刷物（1936年；作者不明）の表紙で、「[これが] ベルリンでオリンピック？」と書かれた表紙にはナチスのアスリートは実は軍服を纏った戦士であることが含意されている。両者ともナチス統治下の軍事とスポーツの関係を物語る事例といえるだろう⁴⁰⁾。

ナチス統治下において、スポーツ団体の中には突撃隊（SA）、親衛隊（SS）、HJなどの構成団体あるいはドイツ労働戦線（DAF）などの付属団体とも連携して軍事あるいは準軍事組織として機能していたものもあった。ベルリン大学のアルフレート・ボイムラーらによって提唱された「政治的体育」がやがて「政治的兵士」の育成へと展開していくように、スポーツはナチズムのもとで兵士準備教育となった。この点に関して「ファッショ的な身体」についてH.ベルネットは次のように論じている。「1939, 1940, 1941年の「電撃戦」において、スポーツ的に鍛えられた、政治的に馴化された若き闘争者であった……かれらは信じて疑わなかったナチズムの世界観の破壊的原理に服従したのである」⁴¹⁾。兵士としての身体は男らしさの表象ともなり、それは同性愛者など性的マイノリティに対する攻撃の根拠となったことはいままでもなく、女性らしさという性別役割を強要する論理ともなったのである⁴²⁾。さらに、強制収容所、絶滅収容所における囚人「教育」（暴力と見世物）の一環として「スポーツ」が貢献したことも看過してはならない⁴³⁾。

ところで、ウクライナ危機を好機として為政者の中には「力には力を」といった軍事力強化さらには

「核共有論」（非核三原則さらには憲法改正）まで公言する者も出てきている。いわゆる「核抑止論」はこの考えを象徴しており、国連憲章や国際人権法などの歴史的・現代的意義を軽視する論理である。確かに、紛争の当事国でありながら常任理事国の拒否権によりウクライナ国民の生命と安全を確保するための国連決議がごとごとく反故にされる現実を目の当たりにすれば、国連の無力さを痛感しないわけにはいかない。しかし、力と力の対決を導出する核抑止論すら通用しないプーチンの言動に立脚すれば、核共有論の非現実性は明らかであり、したがってあらゆる核兵器の廃絶を目指す核兵器禁止条約の重要性がいよいよ鮮明になってくる。事態の悲惨さを目の当たりにし、勧善懲悪の観点から軍事力によって敵を叩きのめせと言わんばかりの衝動や誘惑にかられてしまいそうだが、われわれは二つの大戦において数多の犠牲者の上に打ち立てられた国連を中心とした国際秩序（憲章、宣言、条約、法理）を、粘り強く、維持発展させていく必要がある⁴⁴⁾。

この点は赤十字国際委員会等と同様に国連のオプザーバー組織でもあるIOC、そしてIPCにしても、オリンピック・パラリンピックの根源的な価値として再確認すべきものである。オリンピックムーブメントの歴史を振り返れば、ドイツのガールミッシュ・バルテンキルヘン冬季五輪（1936年2月）を前にして、IOC会長パイエ・ラトゥールがヒトラーに対して「シュテュルマー」（Der Stürmer）はじめ反ユダヤ主義的な掲示物の撤去を約束させたこと（1935年：ただし大会終了までの期間）は貴重な成果であり、しかもヒトラーを譲歩させた唯一の国際組織がIOCであった点を想起すべきであろう⁴⁵⁾。

(2) メディアとスポーツ組織の自立性の確立

第2に、民主主義を持続的に発展させ、スポーツ組織の自立性を確立することである。「非ナチ化」は「民主化」とも深く関連しているが、「軍事的訓練的な活動や宣伝等を行う機関や組織の新設が禁止」にあるように、宣伝媒体すなわちメディアの主体性を

発展させる必要がある。ゲッベルスの大衆宣伝が、上述した軍事化を含めて国民教化・世論形成の面で効力を発揮したことは紛れもない事実であり、ベルリンオリンピックにしてもナチスによるメディア戦略に組み込まれていた。権力の暴走を監視するジャーナリズムの使命からすれば、このことは歴史の汚点として教訓化されなければならない。

この点で1つ指摘しておきたいのはNHKの報道姿勢である。東京オリンピック・パラリンピックに対するメディアのありように関しては別稿で簡単に論じたが⁴⁶⁾、そこで触れなかった事柄にNHKの番組改竄ともいべき問題がある。NHKはBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」(2021年12月26日放送)で、五輪反対デモに参加した男性に対し、「お金をもらってデモに参加している」という事実と異なるテロップを付けた。NHKスペシャル「どうする 何のため 五輪を問う」の収録直前の中止、長野の聖火リレーでの沿道の五輪反対の音声の30秒カット等、NHKには前科がある。NHK側は当初、担当者のミスとして処理しようとしたが、視聴者団体等からの公共放送の原則を問う抗議もあり内部調査がなされている。しかも、番組は河瀬監督の映画なのかNHKの取材なのか判別できない内容となっており、こうした事実を歪め、捏造し、しかも五輪反対デモ参加者を誹謗するNHKの姿勢が根本から問われなくてはならない⁴⁷⁾。

「非集中化」の観点でもスポーツ組織の自立性の確立は歴史的教訓となる。ナチス治下のスポーツ団体の「均制化」(Gleichschaltung)は労働者スポーツ団体の禁止とドイツ体操連盟(DT)の自発的解散等を経てNSRLの成立に行きつくが、同組織の解体は戦後改革における連合国の共通戦略であった。しかし、冷戦下での分断国家において結成されたドイツスポーツ連盟(DSB:西ドイツ)とドイツ体育・スポーツ連盟(DTSB:東ドイツ)はスポーツ団体の基本的な性格の面で別の道を進むことになる。ドイツ社会国家の一翼を担うDSBは国家との関連において「パートナーシップの原理」を掲げて組織の自

立性を重視したが、DTSBは党組織と国家の事実上の下部組織と化したのであり、その点ではスポーツ組織の自立性は無きに等しかった。ちなみに、ドイツ統一後の旧東ドイツ地区で「オスタルギー」(東ドイツ時代への郷愁を意味する造語)が叫ばれているように、社会的平等への希求は右派の移民排斥とは別のベクトルからドイツ社会国家を挟み撃ちしている。しかし、スポーツ団体がかつての「均制化」や党と国家の下部組織の時代へと逆進してはならない。

周知のように、トクヴィルは民主主義と個人の自由を重視する観点から中央集権による民主的専制の危険性を指摘し、この文脈で当時のアメリカで取り組まれていたコミュニティーレベルの自治、目的に応じた結社の活動に着目する。そこでは人々が地域の問題を自前で解決するために集まり、自由に議論に参加し、お金を出し合い、社会改善に向けて相互に習熟するのである⁴⁸⁾。

スポーツ組織の自立性に向けた取り組みは日本のスポーツ組織にとって喫緊の課題の一つである。たとえば、東京オリンピック・パラリンピックの延期と開催をめぐる重要な意思決定の際、JOCは蚊帳の外に置かれた。モスクワ五輪ボイコットJOC臨時総会(1980年4月)で国家から煮え湯を飲まされた経験を持つJOCは、その歴史的教訓をいかせていないのである。

(3) 批判的・複眼的思考の重視

第3に指摘したいことは、状況から反転し思考停止状態に陥らず複眼的思考に努めることである。この点は上述した「均制化」への対抗とも関連する。プーチンが「非ナチ化」を掲げて国民的支持を獲得しようとしていること、国営メディア等がそれに大いに貢献し、まやかしの道をひらこうとしていることは既述したとおりである⁴⁹⁾。このような事態を前にして、われわれはロシア国内の民主主義の脆弱性を非難して留飲を下げたいという誘惑にかられる。ここに「国民の物語」が入り込む隙間がある。

古賀敬太によれば、ヴァイマル時代の中立的国家の合法主義を批判したカール・シュミットは、ヒトラー政権誕生後、突如としてヒトラーを「最高の裁判官」だと断言するに至るが、友と敵を決断する国家の必要性、すなわち価値中立国家の克服、自民族と異民族の差別化を決断する国家の創出を主張し、他方で国家を内側から支える精神原理、すなわち国民的同質（同種）性を否定するマルクス主義や自由主義を徹底して攻撃した⁵⁰⁾。シュミットからすれば民主主義と独裁は対立物ではない。「民主的」独裁は存在しうるのである。現代のポピュリズム問題点とも通底するであろうこの命題は、表現の自由や討論を本質とする自由主義と民主主義の関係把握をわれわれに迫ってやまない。宇野重規は「個人の自由の個性や多様性を重視し、同時に個人の自由を認めることの社会的意義」を論じたミルの『自由論』を採用し、批判なしには多数の意見は教条化、硬直化するとして言論の自由を擁護する⁵¹⁾。

ロシア政府の言論統制が人びとの知る権利や表現の自由、さらには集会・結社の自由を妨げていることは明らかである。侵略者はプーチン（ロシア政府）である。この事実を踏まえながらも、ロシアに対する断罪が陥る陥穽はないのだろうか。われわれはウクライナ軍の反転攻勢によりロシア軍の陸海空の兵器が爆撃されるのを見て快哉を叫んでいないだろうか。そのことでロシア軍兵士が命を落としていることに思いをはせているだろうか。ウクライナの人びとと同じくロシア軍兵士にも命があり、家族や友人がいる。兵士の母親は戦地で死ぬために子を産み育ててきたわけではあるまい。悪意に満ちた為政者の命令で戦地へ赴き命を落とすという理不尽は、どここの国でも許されることではない。

丸山眞男は、近代日本に特徴的なのは伝統社会の残存の中での私化と原子化の早発的な登場による無思想と大勢順応であり、かつ社会的・公共的な事柄に対する隠遁・逃避であるとみなし、それゆえ孤独と不安を逃れようと焦るあまり権威主義リーダーシップに全面的に帰依し、国民共同体・人種文化の永

遠不滅性という観念に人びとが回収されてゆく事態に着目する⁵²⁾。こうした論点は、われわれに対し批判的・複眼的思考を不断に要請するだろう。状況を俯瞰して理解するうえで、自由な言葉を尊いものと見なし相対立している見解をも冷静に読み解く思想的営為は、己の判断の教条化と硬直化を妨げるうえで欠かせない。ましてや自己の判断を為政者やメディアに委ねることで受動化し、それに異議を唱えるマイノリティを攻撃するような事態は、仮にそれが「多数派」にみえても公共性とは相いれないのである。

ついでにいえば、このような識見は学問的には歴史学における言語論的転回あるいは歴史修正主義に対する姿勢にも関連してくる。歴史研究において記憶が歴史学に再審を迫り、時代の解釈を通じてそれが後世に更新されることはありうる、その意味で歴史を「可能性の幅」において理解する必要性はあるだろう。しかし、それは歴史をどう解釈してもよいといった歴史相対主義ましてや歴史修正主義とは根本的に異なる。歴史修正主義の「排除と選別の暴力」に対しては、「多元的」な物語の対立・抗争の中で、不断に具体的・実践的な「批判」を実践すること、「論理的」な「批判」のみならず、「倫理的」「政治的」な「批判」を実践することを避けることができない」という高橋哲哉の知見が参考となろう⁵³⁾。

4. 世界的な反戦運動の広がりと期待 —結びにかえて

ロシアによるウクライナ軍事侵略は激しさを増し、予断を許さない事態にある。IOC総会（5月20日）において、ウクライナ・オリンピック委員会のセルゲイ・ブブカ会長が、ロシア軍の侵攻でウクライナのスポーツ選手51人が亡くなったと報告した。また、選手や指導者ら約34人が欧州などの国外に避難しているという⁵⁴⁾。その上で、侵略当初よりプーチンやロシア政府の暴挙を批判する国際世論も広がりつつある⁵⁵⁾。ここでは、スポーツ界の動向の一部を紹介しておこう。

IOC, IPC, FIFA の非難声明・談話, 欧州サッカー連盟 (UEFA) のロシア開催ゲームの停止・変更等の措置がとられている。IOC は「ロシア政府によるオリンピック休戦違反を強く非難する」という声明を出しており, 東京2020+1 では「ぼったくり男爵」など社会的批判が絶えなかったバツハ会長ですら, 「休戦を守り, 平和にチャンスを与えてほしい」と「連帯と平和の模範」を政治家に要請した。また, IPC も「IOC とともにロシアを非難する」と表明している。その後, IOC が各競技団体に対し, ロシアとベラルーシの選手の大会参加を認めない勧告を發し, IPC が北京パラリンピックへのロシアとベラルーシの選手の参加を禁止したことは既述のとおりである⁵⁶⁾。

FIFA は「ロシアによる武力行使と, 紛争解決のためのあらゆる種類の暴力を非難する。暴力は決して解決策にならず。建設的な対話を通じて平和を回復するよう求める」という声明を出した。UEFA は「ロシアの軍事侵攻を強く非難する」との声明を發表し, 欧州チャンピオンリーグ (CL) 決勝の開催地をサンクトペテルブルクから別の場所への変更調整に入った。サッカー・イングランド・プレミアリーグのエバートン・マンチェスター・シティ戦では, 両チームの選手がウクライナ国旗と「NO WAR」と書かれた T シャツを着てスタジアムに入場, 会場にはウクライナ国旗と「私たちはウクライナを支持する」というメッセージが多数翻り, それを目にしたウクライナ出身選手は涙ぐんだという (2月26日)。同様にドイツ・ブンデスリーガでもドルトムント・アウグスブルク戦でウクライナを支援する立場から「平和のために共同しよう!」という横断幕を両チーム選手がピッチで披露, 大観衆の共感を得た。同様の行動は Hoffenheim - Schottent Gallen 戦, Leverkusen - Bielefeld 戦等でも実施され, Frankfurt ではスクリーンに「ストップ・プーチン!」という表示がウクライナ国旗色に染められたスタジアムの電光掲示に表示された⁵⁷⁾。世界陸連のセバスチャン・コー会長はウクライナ出身役

員に支援を表明し, 男子プロテニス協会 (ATP) もモスクワでの下部ツアー大会を延期し, 全英オープン (ウインブルドン) 主催団体はロシアとベラルーシ選手の参加を禁じる発表を行っている⁵⁸⁾。

日本のスポーツ界では被爆地長崎出身のサッカー日本代表森保監督, プロテニスプレーヤーの大坂なおみ選手, スポーツ評論家為末大氏らが戦争反対のツイートをし, Jリーグ C 大阪 - 京都戦ではサポーターが「平和な世界でサッカーを!」という横断幕を掲げている。森保監督は「何が理由であっても, 武力行使で物事を解決することはいけない。人と人が殺し合うということはやるべきではない。戦争はあってはいけない」と語り, J2 長崎は「平和の大切さを伝え, その輪を広げていく使命が私たちにはあります。世界に2つだけの被爆都市のクラブとして。長崎から世界へ」というメッセージを公式ツイッターで発表した (https://twitter.com/v_varenstaff)。記憶に新しいこととしては, サッカー W 杯アジア最終予選を終え, 本戦出場を決めた吉田麻也キャプテンの挨拶の中に反戦の言葉がある。吉田 (被爆地長崎出身) は次のような観衆そして社会に呼びかけた。

「世界の他の国では戦争で大変な思いをしている方々がたくさんいる。世界で唯一の被爆国として, 戦争の恐ろしさを誰よりも理解している国として, 僕たち日本人がもっと声を大きくして世界に訴えていかなければいけないと僕は思います⁵⁹⁾」。

このような反戦への呼びかけは, スポーツ界のみならず文化・音楽・芸術・芸能界からも次々と発せられている⁶⁰⁾。こうした言論や文化・スポーツを介した取り組みは, 迂遠のようで最も確かな平和への道なのである。

注

- 1) ここで使用するロシア軍とは, いわゆる正規軍のみならずプーチンに雇われたチェチェンなどの私軍 (傭兵) も含まれる。後者は雇い主 (プーチン政権) の要求 (殺戮や破壊) を通じて収入を得ているため正規軍以上に残虐だという。

- 2) 「羽鳥慎一モーニングショー」2022年4月8日。
- 3) 国際政治学者の藤原帰一はウクライナ情勢をめぐる朝日新聞のインタビューで次のように語っている。「プーチン政権による明確な侵略戦争です。個別的自衛権の行使として主張することは不可能です。加えて一般市民や文民施設も大規模な攻撃が行われている。まぎれもない戦争犯罪です」。「国際秩序のリアリティー」『朝日新聞』2022年4月2日付。
- 4) 『朝日新聞』2022年4月14日付。
- 5) 『産経新聞』2022年4月15日付。
- 6) 同条約は、コミンテルン第7回大会（1935年）でデイトロフが提起し、ベルリンオリンピック反対運動、バルセロナ人民オリンピックの準備過程で示された反ファシズム統一戦線にも大きなダメージを与えた。青沼裕之『ベルリン・オリンピック反対運動—フィリップ・ノエル＝ペーカーの闘いをたどる—』青弓社、2021年、参照。
- 7) 『朝日新聞』2022年3月4日付。
- 8) 有賀郁敏「ロシア軍のウクライナ侵攻と「平和と民主主義」—プーチン大統領の妄執と謀略を批判する—」『3回生ゼミ論集—余暇社会の歴史と現代—』（立命館大学産業社会学部有賀郁敏ゼミ）2022年3月、1-8頁。『立命館憲章』には、「立命館は、建学の精神を「自由と清新」とし、第2次世界大戦後、戦争の痛苦の体験を踏まえて、教学理念を「平和と民主主義」とした」と謳われている。ちなみに、戦前、立命館大学は皇居私的警備組織「立命館禁衛隊」を設立し（1928-1945年）、国家主義的な立場から戦争遂行に貢献した。戦後、京都大学出身の弁護士である末川博学長のもと戦前の歴史的教訓を踏まえ、「平和と民主主義」の教育理念が確立された。『立命館百年史—通史編—』1999年、457頁。
- 9) カール・フォン・クラウゼヴィッツ（篠田英雄訳）『戦争論（上）』岩波文庫、1993年、29頁、33-34頁、40-44頁。
- 10) 以下は国連憲章前文の一部である。「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること並びに、このために、寛容を實行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した」（<https://www.un.org/en/about-us/un-charter>、最終閲覧日：2022年4月16日）
- 11) 国際連合広報センター「国際人道法（https://www.unic.or.jp/activities/international_law/humanitarian_laws/、最終閲覧日：2022年4月16日）。防衛省「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第4条約）」（<https://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/geneva/geneva4.html>、最終閲覧日：2022年4月16日）。第4編「文民たる住民の保護」、第5編第2部「重大な違反行為」の追加・拡大などが該当するが、たとえば第85条2で「殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大」、「新たな違反行為」としてこの議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第85条3）「(a) 文民に対する攻撃、(b) 文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃、(c) 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原発）に対する攻撃、(d) 無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃、(e) 戦闘外にある者に対する攻撃、(f) 赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用などが謳われている。外務省「ジュネーヴ諸条約及び追加議定書」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/naiyo.html、最終閲覧日：2022年4月16日）。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」ハーグ条約は、①監護権の侵害を伴う、②16歳未満の子どもの、③国境を越えた移動を適用対象とする。外務省「ハーグ条約と国内実施法の概要」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000843）

- html, 最終閲覧日:2022年4月16日)。外務省「地雷問題・対人地雷禁止(オタワ)条約の概要(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/genjo.html>, 最終閲覧日:2022年4月16日)。
- 12) この文章に続けて、「あらゆる核兵器の使用は、人道の諸原則及び公共の良心にも反することを再確認し、諸国が、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと、並びに国際の平和及び安全の確立及び維持が世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用を最も少なくして促進されなければならないことを想起し」とある。外務省「核兵器禁止条約」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page23_002807.html, 最終閲覧日:2022年4月16日)
- 13) エケケイリアをはじめ五輪と平和に関しては、さしあたり以下の文献を参照。舩本直文『オリンピックは平和の祭典』大修館書店, 2019年。
- 14) RESOLUTION ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY, Observance of the Olympic Truce, A/RES/48/11 2 November 1993 (https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/48/11, 最終閲覧日:2022年4月16日)
- 15) この点に関しては、西川正雄「ヒトラーの政権掌握」『思想』No. 512, 1967年。G.W.F.ハルガルテン『独裁者』(西川正雄訳)岩波書店, 1967年。山口定『ファシズム』岩波現代文庫, 2006年。
- 16) ナチズム(ヒトラー)研究において、「意図派」とはヒトラー還元主義・中心史観、「機能派」はナチ体制の支配構造を重視する歴史観を指している。
- 17) マックス・ヴェーバー(世良晃志郎訳)『支配の諸類型』創文社, 1995年, 70頁。
- 18) イアン・カーショウ(石田勇治訳)『ヒトラー権力の本質』白水社, 1999年, 241頁。
- 19) 芝健介『ヒトラー—虚像の独裁者』岩波新書, 2021年, 343-344頁。
- 20) イアン・ケルショウ(カーショウ)(柴田敬二他訳)『ヒトラー神話』刀水書房, 1993年, 273-281頁。
- 21) 佐藤卓己『ファシスト的公共性—総力戦体制のメディア学—』岩波書店, 2018年, 60-61頁。
- 22) この点をめぐっては、井上達夫『自由の秩序—リベラリズムの法哲学講義—』岩波現代文庫, 2017年, 参照。
- 23) 『朝日新聞』2022年2月26日付。
- 24) 松里公孝「ウクライナとロシア 歴史の実相は」『朝日新聞』2022年3月7日付。
- 25) 大木毅『独ソ戦—絶滅戦争の参加—』岩波新書, 2019年, 参照。
- 26) ロシア(ソ連)国歌は何回か改定されているが、プーチン政権は1977年のソ連国歌、「讃えられて在れ、自由な我らが祖国よ 民族友好の頼もしい砦よレーニンの党—人民の力は我々を共産主義の勝利へと導く」という歌詞を「ロシア 我等が聖なる帝国 ロシア 最愛の祖国 強大な意思の力偉大なる栄光 常しえに誉れ高くあらん」に変えている。
- 27) 『朝日新聞』2022年2月26日付。
- 28) 『読売新聞』2022年4月7日付。
- 29) この点に関しては、ノーマン・オーラー(須藤正美訳)『ヒトラーとドラッガー—第三帝国における薬物依存—』白水社, 2018年, 参照。
- 30) Der Simpl: Kunst, Karikatur, Kritik, 1 (1946), 63. (<https://digi.ub.uni-heidelberg.de/diglit/simpl1946/0063/image.info>: 最終閲覧日:2022年5月8日)
- 31) 「4つのDとは、ドイツの戦後改革における基本方針、「非軍事化」(Demilitarisierung), 「非集中化」(Dekartellisierung), 「民主化」(Demokratisierung), 「非ナチ化」(Denazifizierung)の頭文字をとったものである
- 32) 周知のようにポツダム会議は連合(米英ソ)によって設けられたがゆえに、後の冷戦にも連なる米ソ対立をはじめ、英仏交え戦後の世界戦略面における権謀術数が交錯する場でもあった。この点は、戦争末期ドイツ各地で自然発生的運動ともいえる「反ファシスト委員会」の禁止(1945年)にも示されている。高橋進, 平島健司「ドイツ連邦共和国」成瀬治他編『世界歴史体系ドイツ史3—1890~現在—』山川出版, 1997年, 333頁。

- 33) 反ファッショ運動の展開に関しては、土肥有理「戦中・戦後ドイツにおける反ファシズム運動—Antifaを中心として」『政治学研究論集』44巻, 2016年, 11-20頁。
- 34) 高橋, 平島, 前掲書, 334-335頁。
- 35) 齊藤哲「ドイツ民主共和国」成瀬治編, 前掲書, 437-439頁。
- 36) ドイツの戦後改革におけるスポーツのありように関しては、高津が占領地区の特質を踏まえ詳細に論じている。高津勝『現代ドイツスポーツ史序説』創文企画, 1996年。引用は103-105頁。
- 37) ギュンター・ヴォンネベルガー（有賀郁敏訳）「ドイツ民主共和国の労働者スポーツ」上野卓郎編訳『論集 国際労働者スポーツ』民衆社, 1988年, 17-19頁。
- 38) 「DTSBの仕組みは東ドイツにおける国家的統治に依拠した」。Wolfgang Eichel ua.(Hg.), Illustrierte Geschichte der Körperkultur, Die Körperkultur in Deutschland von 1917 bis 1945. Die gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981, Berlin 1983, S.113.
- 39) 国民突撃隊は1944年9月に設立された民兵組織でディームはその副官を務めたが、ベルリンオリンピック帝国競技場でHJの一団を前になされた演説（1945年3月）では、「望みのない状況に直面している」10代の若者の「殉教」を説いたとされている。しかし、こうしたディームの言動に対しては、オリンピック競技場はSSによる「裏切り者の射殺場」と化したのが、多くの少年の死体が散乱する悲惨な場を自伝の中で「嘆いた」その張本人が、そうした事態を自身が招いたのではないかと厳しく批判されている。Reinhard Rürup (Hg.), 1936— Die Olympischen Spiele und der Nationalsozialismus, Berlin 1996, S. 199-205. Erinnerungspolitik oder kritische Forschung? Der Streit um Carl Diem, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, 59.Jg., H.3, 2011. Michael Krüger (Hg), Erinnerungskultur im Sport. Vom kritischen Umgang mit Carl Diem, Sepp Herberger und anderen Größen des deutschen Sports .Studien zur Geschichte des Sports, Münster 2012.
- 40) Sylke Wunderlich, Propaganda des Terrors. Plakate des NS-Staats zwischen 1933 und 1945, Berlin 2021, S.46, S. 55.
- 41) Hajo Bernett, “Faschisierung des Körpers” – eine Fiktion, in : Spectrum der Sportwissenschaft, 5, 1993, S. 68-75.
- 42) この点に関しては、モッセの著作を参照。ジョージ・L・モッセ（佐藤卓己他訳）『ナショナリズムとセクシャリティー—市民道徳とナチズム—』柏書房, 1996年, 第8章。
- 43) 有賀郁敏「強制収容所の「スポーツ」—ナチズム・近代・ベルリンオリンピック」『大原社会問題研究所紀要』No.472, 2020年, 3-24頁。
- 44) イマヌエル・カントはフランス革命による動乱の中、現在の国連に連なる国際組織（連盟）設立の重要性を強調している。「平和連盟は、なにがしかの国家権力を手に入れようとするのではない。ただただ、国の自由を維持し保障することだけをめざすのである。国の自由とは、自国の自由であると同時に、連盟した他の国々の自由でもある」「他の国々と結びつくと、国際法（諸民族の権利）」のアイデアどおり、国々の自由な状態が保障されることになる。この種のまとまりがいくつもできることにより、その共和国（のスタイル）がしだいに遠くにまで広がっていくのだ」。イマヌエル・カント（丘沢静也訳）『永遠平和のために』講談社学術文庫, 2022年, 40-41頁。
- 45) デイヴィット・クレイ・ラージ（高儀進訳）『ベルリン・オリンピック1936—ナチの競技—』白水社, 2008年, 184-185頁。
- 46) 有賀郁敏「「混迷の祭典」とメディア—新聞やテレビは東京オリンピックをどのように扱ったのか—」『さんしゃ Zapping』No.199, 2022年, 11-17頁。
- 47) 「NHKと東京五輪 字幕問題を招いた一体感」『朝日新聞』2022年2月9日付。鶴飼哲「崩壊のスペクタクル 東京オリンピック2020—惨事と化したメガイベントの行方—」『世界』2021年11月号, 186-188頁。
- 48) アレクシス・トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー 第1巻, (下)』岩波文庫, 2005

- 年, 38-45頁。
- 49) もっとも、ロシア国民の状況認識がモノトーン化しているわけではないことも付け加えておこう。2022年1月から3月に約388万人のロシア人が国外に出ており、その理由としてSNSを利用する若者を中心に「モノ言えぬ国に対する恐怖」があるという。また国内に残りSNSなど反戦を訴える若者もいる。「未来を失い続けるロシア」『朝日新聞』2022年5月8日付。
- 50) 古賀敬太『カール・シュミットとその時代』みすず書房, 2019年, 263-266頁。
- 51) 宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書, 2020年, 159-162頁。
- 52) 「日本のように生活のなかに無常感や「うき世」観のような形で逃避意識があると、ああしたシニシズムや逆説は、むしろ実生活上の感覚と適合し、ニヒリズムへの反逆よりもむしろ順応として機能することが少なくない。ここでは逆説が逆説として作用せず、アンチテーゼがテーゼとして受けとられ愛玩される。」丸山眞男『日本の思想』岩波新書, 1997年, 16-17頁。
- 53) 高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店, 2005年, 48頁。
- 54) 「「ウクライナ選手51人死亡」IOC」『朝日新聞』2022年5月21日付。
- 55) ロシア国内でも、警察ならびにメディア統制が強化される以前では、ウクライナ侵略に対する抗議集会が開かれた。ロシアの人権監視活動「OVDインフォ」によると、2月24日夜までにモスクワ、サンクトペテルブルクなど国内53都市で集会が開かれ、またSNSを含む様々な媒体を通じてウクライナ侵攻を批判し反戦平和を訴えるメッセージが表明されている。たとえば昨年ノーベル平和賞を受賞したドミトリー・ムラトフ氏は「戦争を止める人は誰もいない。だからこそ、われわれ」は悲しみとともに恥を感じていると述べ、サッカー・ロシア代表選手フォードル・スモロフ氏、プロテニス選手エフゲニー・カフェルニコフ氏も戦争反対を表明している。また、平昌冬季五輪女子フィギュアスケート銀メダリストのメドベージェワは「悪い夢のように、一刻も早く全てが終わることを願っています」とインスタグラムに投稿している。

- 『ハフポスト日本語版デジタル』, 2022年2月25日付。また、ロシアの科学者と科学ジャーナリストは軍事侵攻に「断固として反対を表明する」とした公開書簡を発表。そこでは、「ウクライナがわが国の安全保障に脅威ではないことは明らか・・・欧州で新たな戦争を引き起こした責任は、ひとえにロシアにある」(25日までに約2000人署名)とし、ウクライナを独立国家として尊重するとともに、「戦争を起こすことでロシアは国際的に孤立し、ならず者国家の状態に自ら追い込んだ」とロシア政府を厳しく批判している。『朝日新聞デジタル』2022年2月27日付。
- 56) 『朝日新聞』2022年3月2日, 3日付。
- 57) 『スポーツ報知デジタル』2022年2月27日付。
- 58) 『朝日新聞』2022年2月26日付, 4月21日付。
- 59) 「世界に発した平和のパス」『しんぶん赤旗』2022年4月2日付。
- 60) たとえば、指揮者の小林研一郎のウクライナ応援コンサート(3月7日)、歌手のMISIAの反戦歌「花はどこへ行った」の歌唱など。

資料ならびに文献

【条約、官庁資料など】

- ・国連憲章 (<https://www.un.org/en/about-us/un-charter>)
- ・国際連合広報センター「国際人道法 (https://www.unic.or.jp/activities/international_law/humanitarian_laws/)
- ・防衛省「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(第4条約)」(<https://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/geneva/geneva4.html>)
- ・外務省「ジュネーブ諸条約及び追加議定書」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/k_jindo/naiyo.html)
- ・外務省「ハーグ条約と国内実施法の概要」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000843.html)
- ・外務省「地雷問題・対人地雷禁止(オタワ)条約の概要」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/genjo.html>)
- ・RESOLUTION ADOPTED BY THE GENERAL

ASSEMBLY, Observance of the Olympic Truce, A/RES/48/11 2 November 1993 ([https:// www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/48/11](https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/48/11))

【文献・論文】

<和書>

- ・青沼裕之『ベルリン・オリンピック反対運動—フィリップ・ノエル＝バーカーの闘いをたどる』青弓社, 2021年。
- ・有賀郁敏「ロシア軍のウクライナ侵攻と「平和と民主主義」—プーチン大統領の妄執と謀略を批判する—」『3 回生ゼミ論集—余暇社会の歴史と現代—』（立命館大学産業社会学部有賀郁敏ゼミ）2022年。
- ・有賀郁敏「「混迷の祭典」とメディア—新聞やテレビは東京オリンピックをどのように扱ったのか—」『さんしゃ Zapping』No.199, 2021年。
- ・有賀郁敏「強制収容所の「スポーツ」—ナチズム・近代・ベルリンオリンピック—」『大原社会問題研究所紀要』No.472, 2020年。
- ・土肥有理「戦中・戦後ドイツにおける反ファシズム運動—Antifa を中心として—」『政治学研究論集』44巻, 2016年。
- ・古賀敬太『カール・シュミットとその時代』みすず書房, 2019年。
- ・井上達夫『自由の秩序—リベラリズムの法哲学講義—』岩波現代文庫, 2017年。
- ・丸山眞男『日本の思想』岩波新書, 1997年。
- ・舛本直文『オリンピックは平和の祭典』大修館書店, 2019年。
- ・成瀬治他編『世界歴史体系ドイツ史3—1890～現在—』山川出版, 1997年。
- ・西川正雄「ヒトラーの政権掌握」『思想』No. 512, 1967年。
- ・大木毅『独ソ戦—絶滅戦争の参加—』岩波新書, 2019年。
- ・『立命館百年史—通史編—』1999年。
- ・佐藤卓己『ファシストの公共性—総力戦体制のメディア学—』岩波書店, 2018年。
- ・芝健介『ヒトラー—虚像の独裁者—』岩波新書, 2021年。
- ・高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店, 2005年。
- ・鶴飼哲「崩壊のスペクタクル—東京オリンピック2020—惨事と化したメガイベントの行方—」『世界』2021年11月号。
- ・宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書, 2020年。
- ・山口定『ファシズム』岩波現代文庫, 2006年。
- ・カール・フォン・クラウゼヴィッツ（篠田英雄訳）『戦争論（上）』岩波文庫, 1993年。
- ・G.W.F.ハルガルテン『独裁者』（西川正雄訳）岩波書店, 1967年。
- ・イマヌエル・カント（丘沢静也訳）『永遠平和のために』講談社学術文庫, 2022年。
- ・イアン・カーショー（石田勇治訳）『ヒトラー—権力の本質—』白水社, 1999年。
- ・イアン・ケルショー（カーショー）（柴田敬二他訳）『ヒトラー神話』刀水書房, 1993年。
- ・デイヴィット・クレイ・ラージ（高儀進訳）『ベルリン・オリンピック1936—ナチの競技—』白水社, 2008年。
- ・ジョージ・L・モッセ（佐藤卓己他訳）『ナショナリズムとセクシャリティー—市民道徳とナチズム—』柏書房, 1996年。
- ・ノーマン・オーラー（須藤正美訳）『ヒトラーとドラッガー—第三帝国における薬物依存—』白水社, 2018年。
- ・アレクシス・トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー 第1巻, (下)』岩波文庫, 2005年。
- ・マックス・ヴェーバー（世良晃志郎訳）『支配の諸類型』創文社, 1995年。
- ・ギュンター・ヴォンネベルガー（有賀郁敏訳）「ドイツ民主共和国の労働者スポーツ」上野卓郎編訳『論集 国際労働者スポーツ』民衆社, 1988年。

<洋書>

- ・Hajo Bernett, “Faschisierung des Körpers” – eine Fiktion, in : Spectrum der Sportwissenschaft, 5, 1993.
- ・Wolfgang Eichel (Hg.), Geschichte der Körperkultur in Deutschland 1789–1917, Berlin (Ost) 1973.
- ・Wolfgang Eichel ua.(Hg.), Illustrierte Geschichte der Körperkultur, Die Körperkultur in

- Deutschland von 1917 bis 1945. Die gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981, Berlin 1983.
- Erinnerungspolitik oder kritische Forschung ? Der Streit um Carl Diem, Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, 59.Jg., H.3, 2011.
 - Michael Krüger, Körperkultur und Nationsbildung. Die Geschichte des Turnens in der Reichsgründungsära- eine Detailstudie über die Deutschen, Schorndorf 1996.
 - Michael Krüger (Hg), Erinnerungskultur im Sport. Vom kritischen Umgang mit Carl Diem, Sepp Herberger und anderen Größen des deutschen Sports .Studien zur Geschichte des Sports, Münster 2012.
 - Reinhard Rürup (Hg.), 1936—Die Olympischen Spiele und der Nationalsozialismus, Berlin 1996.
 - Günter Wonneberger u.a. (Hrsg.), Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Die Geschichte der Körperkultur in Deuthschland, Bd. 4, Berlin (Ost) 1967.
 - Sylke Wunderlich, Propaganda des Terrors. Plakate des NS-Staats zwischen 1933 und 1945, Berlin 2021.

Reflections on the Crisis and Sport in Ukraine —Lessons from “Denazification”—

ARUGA Ikutoshiⁱ

Abstract : Fifty days have already passed since Russia’s military invasion of Ukraine (as of April 20). Despite the large number of casualties, including innocent children, the Russian military has made no attempt to stop its assault. On the contrary, Russian forces have indiscriminately attacked non-military facilities, kindergartens, schools, theaters, churches, maternity hospitals, and children’s wards, and even the use of chemical and nuclear weapons has become a reality. In addition, despicable acts in violation of international humanitarian law, such as massacres, rapes, kidnappings, and looting, have been uncovered in various parts of Ukraine, and prosecutors at the International Criminal Court have begun investigating the actual situation of massacres. In light of the horrific situation created by this military incursion into Ukraine, President Putin has publicly referred to and attempted to justify the “denazification” of Ukraine. At the Beijing Winter Paralympics, which coincided with the military invasion, the International Paralympic Committee (IPC) barred Russian and Belarusian athletes from competing. The Ukrainian issue has undoubtedly affected sports, as the International Olympic Committee (IOC) has issued recommendations to international organizations and organizers of international competitions in various sports that athletes and officials from Russia and Belarus should not participate in the Games in light of the situation in Ukraine. This paper examines Russia’s military invasion of Ukraine in the context of sport, using the historical significance of “denazification” as a guide.

Keywords : Ukraine, Russian military invasion, Putin, “Denazification,” sports, United Nations

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

